

高崎市文化会館利用料金

平成26年4月1日改定

平成30年4月1日改定

施設利用料金

(単位：円)

種別	利用時間区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	
ホール	平日	入場料 500円以下(無料を含む。)	10,800	16,100	21,600	26,900	37,700	48,500
		" 500円を超え1,000円以下	12,900	19,400	25,900	32,300	45,300	58,200
		" 1,000円を超え3,000円以下	18,300	27,400	36,700	45,700	64,100	82,400
		" 3,000円を超え5,000円以下	20,400	30,700	41,000	51,100	71,700	92,100
		" 5,000円を超えるもの	26,700	40,100	53,400	66,800	93,500	120,200
	土曜日・日曜日・休日	入場料 500円以下(無料を含む。)	12,900	19,400	26,900	32,300	46,300	59,200
		" 500円を超え1,000円以下	15,600	23,100	32,400	38,700	55,500	71,100
		" 1,000円を超え3,000円以下	22,100	32,900	45,800	55,000	78,700	100,800
		" 3,000円を超え5,000円以下	24,700	36,700	51,200	61,400	87,900	112,600
		" 5,000円を超えるもの	31,800	48,300	66,800	80,100	115,100	146,900
小ホール	3,880	5,830	8,090	9,710	13,920	17,800		
小会議室	1,080	1,610	2,160	2,690	3,770	4,850		
第一楽屋	640	860	1,080	1,500	1,940	2,580		
第二楽屋	1,080	1,290	1,610	2,370	2,900	3,980		
第三楽屋	860	1,080	1,290	1,940	2,370	3,230		
第四楽屋	640	860	1,080	1,500	1,940	2,580		
会議室	1,080	1,610	2,160	2,690	3,770	4,850		
附属設備	規則で定める額							

- 備考
- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
 - 2 入場料とは、入場料、会費、会場整理費等名称のいかんにかかわらず、催し物1回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。
 - 3 商品の売上高により招待券を発行する等、営業宣伝その他これに類する目的でホールを利用する場合は、「入場料1,000円を超え3,000円以下」の種別の利用料金とする。
 - 4 準備又は練習のためホールを利用する場合は、「入場料500円以下(無料を含む。)」の種別の利用料金とする。
 - 5 利用時間の延長又は繰上げによる利用料金は、1時間(30分以上1時間未満は1時間とする。)につき、9時以前にあつては「午前」、22時以降にあつては「夜間」の利用時間区分に従い、当該利用料金の30パーセントの額(この額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)をそれぞれ加算する。

附属設備利用料金

(単位：円)

種別	単位	利用料金	種別	単位	利用料金
司会	台	100	フットライト	1列	370
長机	1台	60	フットスポット	1台	100
椅子	1脚	40	ストロボスコープ	一式	1,720
平	1枚	100	エリプソイダルスポット	1台	900
箱	1個	40	パーライト	1台	330
開き	1脚	50	ミラーボール	1台	560
国旗・市旗	1枚	100	センターピンスポットライト	1台	3,240
プログラムスタンド	1台	60	ハロゲンピンスポットライト	1台	900
舞台用黒板(ホワイトボード)	1台	100	ムービングスポット	1台	1,080
音響反射板	一式	3,620	エフェクトマシナー式(マシン系1台及び先玉・ディスクを含む。)	1台	770
ピアノ(外国製)(調律料は含まない。)	1台	11,500	プロジェクタースポットライト	1台	670
ピアノ(国産製)(調律料は含まない。)	1台	5,830	その他マシナー式	1台	560
アップライトピアノ(調律料は含まない。)	1台	1,080	ハイスタンド	1台	230
ピアノ用椅子(椅子のみ利用の場合)	1脚	100	スタンド・ベーススタンド	1台	100
チェンバロ(調律料は含まない。)	1台	5,830	カラーフィルター	1枚	480
コントラバス用椅子	1脚	60	移動調光卓	1台	1,080
指揮台	1台	240	拡声装置(音響調整卓)	一式	3,240
指揮者用譜面台	1台	100	(ダイナミックマイクロホン2本付)	一式	470
譜面台	1台	60	ダイナミックマイクロホン(マイクスタンド付き。)	1本	1,830
譜面灯(手元明かりを含む。)	1灯	60	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,210
せり上げ装置	一式	1,210	コンデンサーマイクロホン(マイクスタンド付き。)	1本	1,720
所作台	一式	5,500	ステレオコンデンサーマイクロホン	1本	560
鳥屋	一式	1,080	吊りマイクロホン装置(マイクは含まない。)	一式	590
松羽目	一式	3,670	エレベーターマイクロホン装置(マイクは含まない。)	一式	230
竹羽目	一式	3,670	エアモニターマイクロホン	一式	560
屏風	1双	1,830	補助ミキサー(補助調整卓)	1台	1,830
緋毛せん(大)	1枚	590	移動式拡声装置(マイクロホン2本付き。)	一式	960
緋毛せん(小)	1枚	170	MDレコーダー	1台	960
人形立	1本	40	カセットテープレコーダー	1台	960
上敷	1枚	150	オーディオレコーダー	1台	960
地がすり	1枚	1,080	CDプレーヤー(レコーダー)	1台	590
大太鼓	1台	590	エコー装置(エフェクト装置)	1台	910
高座用座布団	1枚	160	跳返りスピーカー	1台	100
長座布団	1枚	100	マイクスタンド	1本	210
座布団	1枚	40	D.I / トランス	1台	310
ドライアイスマシン(ドライアイスは含まない。)	1台	2,430	マルチケーブル	一式	7,340
スモークマシン	1台	2,430	35ミリ映写機(スクリーン等を含む。)	一式	5,500
紗幕・ジョーゼット幕	1枚	1,080	16ミリ映写機(スクリーン等を含む。)	一式	1,290
バレエマット(120センチメートル)	1枚	450	スクリーン	1枚	340
バレエマット(90センチメートル)	1枚	390	簡易スクリーン	1枚	2,160
調光装置	一式	2,260	DLPプロジェクター	1台	230
オーダーライト(準備等の場合は無料)	1列	1,510	指し器(レーザーポインター)	1本	210
スポットライト(1キロワット)	1台	260	持込電気器具	1キロワット	560
スポットライト(500ワット)	1台	150	シャワー室	1室	3,420
ローアホリゾンライト	一式	3,880	小ホール	1時間	310
アッパーホリゾンライト	一式	3,880	第一楽屋	1時間	310
天井反射板ダウンライト	一式	1,720	第二楽屋	1時間	310
ストリップライト(6尺)	1台	670	第三楽屋	1時間	310
			第四楽屋	1時間	550
			小会議室	1時間	310

- 備考
- (冷暖房設備の)最低利用限度時間は、1時間とし、1時間を超える利用時間は30分(30分未満の端数が生じたときは、これを30分として計算する。)を単位として算定する。
- (注) この表による利用料金(冷暖房設備に係るものを除く。)の額は、条例別表に規定する利用時間区分による午前、午後及び夜間ごとに算定するものとする。ただし、当該利用時間区分による利用時間内にショー等の公演が2回以上行われた場合には、当該回数をもって算定するものとする。